

基本計画（骨子）案

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

- ・建設業における死亡災害等は、関係者の弛まぬ尽力により長期的に大きく減少してきているものの、平成27年において、今なお墜落災害をはじめとする建設現場での災害により約400名^{注1}の方が亡くなっている。このような現状を重く受け止めなければならない。

注1 労働災害による死亡者数 327 人（平成 27 年。資料出所：死亡災害報告）、

一人親方等の業務中の死亡者数 81 人（平成 27 年。資料出所：厚生労働省調べ）

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

2. 一人親方問題への対処の必要性

- ・一人親方等は労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象にはならない。
- ・一方、建設現場では一人親方等は他の関係請負人の労働者と同じように作業に従事しており、平成27年においては81名の方が業務中に亡くなっていること等から、特段の対応が必要である。

3. 建設工事従事者の処遇改善等を通じた中長期的な技能労働者の確保

- ・建設産業においては、近年、建設投資の安定化等に伴い、技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。
- ・働き方においても、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、所定内労働時間が長くなっている。
- ・技能労働者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上を図りつつ、中長期的な建設工事従事者の確保を進めていくことが急務である。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

〔法 § 8 ②一関係〕

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定〔法 § 3①関係〕

- ・ 請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、安全及び健康に関する経費を適切に確保することが必要である。
- ・ 工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日を確保した上で工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。

2. 設計、施工等の各段階における措置〔法 § 3②関係〕

- ・ 設計段階においても、現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全や健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。
- ・ 施工段階においては、労働安全衛生法に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上〔法 § 3③関係〕

- ・ 建設業者と建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上〔法 § 3④関係〕

- ・ 建設工事従事者の安全の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保等の働き方改革の推進などの処遇の改善や地位の向上が図られること等が求められている。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に

講ずべき施策〔法 § 8 ②二関係〕

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等〔法 § 10 関係〕

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・ 安全衛生経費については、建設現場において真に必要となる経費が、下請まで適切に支払われることが重要である。そのため、建設現場の種別等により異なる安全衛生経費について、関係機関が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、下請まで適切に支払われるような施策を検討する。
- ・ 安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

- ・ 週休二日の実現や労働時間の削減に向け、発注時から適切な工期設定を行うとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長を行う等の環境を整備する。
- ・ 一時期に工事が過度に集中することを避けるため、施工時期を平準化するなど、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化〔法 § 11 関係〕

- ・ 立入検査等を通じ、一括下請負の禁止や技術者の専任配置等に関する法令遵守の徹底を図る。
- ・ 元請と下請との間で対等な関係に基づく適正な契約が締結されるよう、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 下請契約において、各事業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講じるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施〔法 § 12 関係〕

(1) 建設業者間の連携の促進

- ・ 下請への指導、安全衛生教育の支援など、元請による統括安全衛生管理の徹底を図る。

(2) 一人親方の安全及び健康の確保

- ・ 一人親方が業務中に被災した災害を把握し、災害防止対策の基礎資料として活用する。
- ・ 一人親方に仕事を注文する立場の元請等の建設業者による一人親方の安全及び健康配慮を促進する。
- ・ 一人親方等の安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等

- ・ 一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進する。また、建設工事の請負契約において元請等が特別加入の状況を把握することを促進する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等〔法 § 13 関係〕

(1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に係る建設業者等による自主的な取組の促進

- ・ リスクアセスメントの実施に加え、建設業者が安全衛生に関する対策を計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を自社で構築することを促進する。
- ・ 建設現場の安全性の点検・パトロールを促進する。（十分な知識・経験を有する者の活用を促進する。）
- ・ 工事完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

- (2) 建設工事の安全性に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した安全な工法や資機材等の開発・普及の促進
- ・ 施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。
 - ・ ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進する（建設現場における「ICTの全面的な活用」）。
 - ・ ガイドライン等による安全な施工の普及を図る。
 - ・ 「公共工事等における新技術活用システム(NETIS)」による新技術の効果的な活用を促進する。
 - ・ 高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発〔法§14関係〕

- (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
- ・ 安全衛生管理者の能力向上教育など建設工事従事者の経験や能力、立場等に応じた教育を促進する。
 - ・ 中小の建設業者が労働者に対して行う安全衛生教育への支援を行う。
- (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進
- ・ 現場の創意工夫事例を情報発信し、普及を図る。
 - ・ 建設業者の安全衛生活動の取組の公開を促進する。
 - ・ 建設工事従事者の心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するために必要な事項〔法§8②三関係〕

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

- ・ 社会保険等の加入については、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。
- ・ 一方で、未だ未加入の建設業者・建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者・建設業従事者の社会保険等の加入の徹底を推進する。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

- ・ 建設工事従事者の資格や就業実績等を蓄積する建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

(3) 「働き方改革」の推進

- ・ 長時間労働の是正や週休二日の推進等に取り組む。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ・ 墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則（平成27年に足場からの墜落防止のための措置義務を強化）に基づく措置の遵守徹底を図る。また、実施することが望ましい措置の普及を一層促進する。
- ・ 公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行い、実効ある対策を推進する。

3. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的取組

- ・ 大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図り、今後の快適で安全な建設工事のモデルとする。また、日本の建設工事の高い安全性と信頼を次の世代へ継承していく。

4. 基本計画の推進体制

(1) 官民連携、協力体制の強化

- ・ 建設工事従事者安全健康確保推進会議を通じた関係行政機関の連携を図る。（集中的な広報、合同パトロールの実施など）
- ・ 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を通じた官民の対話・連携の強化を図る。
- ・ 地域ごとに都道府県をはじめとする関係行政機関・建設団体の連携による推進体制を整備するとともに都道府県の策定を促進する。

(2) 調査・研究の充実

- ・ 労働安全衛生総合研究所における建設安全に関する調査・研究を一層強力に推進する。
- ・ 諸外国の知見や施策の動向をタイムリーに把握する。

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

- ・ 施策の進捗状況を調査等し、少なくとも5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、本基本計画の変更を行う。